

環廃産発第1610171号  
平成28年10月17日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、平成28年2月1日付け環廃産発第1602013号通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく付与手続きをお願いしているところである。

要領においては、各都道府県及び政令市の固有番号を定めているが、このたび「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（平成28年政令第237号）が公布され、平成29年1月1日付けで八戸市が中核市となり、新たに産業廃棄物行政を担うこととなった。

については、八戸市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、要領別紙1を別添のとおり改正したので通知する。

政令市名	政令市固有番号
八戸市	122

連絡先  
産業廃棄物課規制係  
TEL03-3581-3351 内線6878  
FAX03-3593-8264

## 都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県 固有番号	都道府県名	都道府県 固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城县	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山县	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山县	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山县	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市 固有番号	政令市名	政令市 固有番号
金沢市	060	高知市	092
岐阜市	061	宮崎市	093
静岡市	062	いわき市	094
浜松市	063	長野市	095
名古屋市	064	豊橋市	096
京都市	065	高松市	097
大阪市	066	相模原市	098
堺市	067	西宮市	099
東大阪市	068	倉敷市	100
神戸市	069	さいたま市	101
姫路市	070	奈良市	102
尼崎市	071	川越市	103
和歌山市	072	船橋市	104
広島市	073	岡崎市	105
吳市	074	高槻市	106
下関市	075	—	107
北九州市	076	青森市	108
福岡市	077	八王子市	109
大牟田市	078	盛岡市	110
長崎市	079	柏市	111
佐世保市	080	久留米市	112
熊本市	081	—	113
鹿児島市	082	前橋市	114
岡山市	083	大津市	115
宇都宮市	084	高崎市	116
富山市	085	—	117
秋田市	086	豊中市	118
郡山市	087	那霸市	119
大分市	088	枚方市	120
松山市	089	越谷市	121
豊田市	090	八戸市	122
福山市	091		

政令市名	政令市 固有番号	政令市名	政令市 固有番号
旭川市	050	千葉市	055
札幌市	051	横浜市	056
函館市	052	川崎市	057
小樽市	053	横須賀市	058
仙台市	054	新潟市	059

注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外